

会社を退職される方へ

●保険証の返却

退職するとＴＤＫ健康保険組合の被保険者資格を喪失します。（被扶養者＜家族＞の方も喪失します）

被保険者でなくなった日以降に保険証を使用した場合、無資格受診となり、後日医療費の全額（自己負担分を除く）を必ずお支払いいただくことになりますので、ご注意ください。無資格受診の判明には健康保険制度上 3～4 ヶ月かかりますが、返還請求の通知が届きましたら、請求書に記載されている納付期限までにお支払いください。

●退職後の保険

退職するとＴＤＫ健康保険組合の被保険者資格を喪失します。（被扶養者＜家族＞の方も喪失します）そのため、いずれかの医療保険に加入することが必要になります。

退職後に加入できる医療保険は、3 つです。	① 任意継続被保険者になる ② 家族の健康保険の被扶養者になる ③ 国民健康保険に加入する
-----------------------	---

※再就職する場合は、再就職先で加入している医療保険に加入します。

●退職後の給付（資格喪失後の継続給付）

退職して被保険者の資格を失い、健康保険の給付を受けられなくなりますが、退職前に継続して1年以上被保険者だった人は、それまで受けていた傷病手当金や退職後一定期間内の出産や死亡に対して給付が受けられます。

但し、退職後の給付については付加給付はありません。また被扶養者（家族）にはこの給付はありません。

傷病手当金・出産手当金の給付	退職時に給付を受けているか、受ける条件を満たしている場合。
出産育児一時金	女性被保険者が退職後 6 か月以内に出産をした場合。 （退職後、夫の扶養家族となっている場合、夫の加入している健康保険でも申請できます。どちらかを選択していただきます。）
埋葬料（費）	被保険者が退職後 3 か月以内に死亡した場合、または上記傷病手当金・出産手当金の受給中もしくは受給終了後 3 か月以内に死亡した場合。 （埋葬料（費）の場合のみ、1 年以上の被保険者期間の制限はありません。 資格喪失後に加入した健康保険から支給されない場合に申請できます。）



詳しくは健保ＨＰ内「手続きを調べる → 退職したとき」、またはＴＤＫ全社掲示板「健康保険組合のお知らせ → しゅくみ → 退職するとき（医療保険・継続給付）」をご参照ください。

または、直接 健康保険組合 へお電話ください。

＜ＴＤＫ健康保険組合お問い合わせ先＞

	電話	内線
本部【保険証記号 1001～1116】	03-6852-7237	本社 8+30+7237
支部【保険証記号 2101～2115】	0184-35-6546	平沢 8+21+6546